

【特別インタビュー】

知財高裁所長 飯村敏明判事に聞く

— 知財裁判官が生まれてから育つまで —

目次

- 1 知財高裁の判事になるまでのプロセス
 - (1) 飯村判事が知的財産権事件に携わるようになられた経緯
 - (2) 裁判官が知的財産権事件を担当するに至る経緯等
 - (3) 専門裁判所との関係
 - (4) 一般民事事件の争点との共通性
 - (5) 資質
 - (6) 研修等
- 2 知財高裁での研修や外部との交流等
 - (1) 知財高裁での判事になった後の研修・セミナーについて
 - (2) 知財高裁での指導担当の有無について
 - (3) 企業への出向や海外留学について
 - (4) 特許庁、企業等との意見交換について
 - (5) 判事同士での情報交換や知識の共有について
 - (6) 裁判所内の人事評価について
- 3 その他
 - (1) 知的財産権事件の代理人（弁理士）の訴訟上のスキルについて
 - (2) 訴訟進行上、代理人（弁理士）に期待する点について

【プロローグ】

我々弁理士の日々の業務は、出願権利化が中心であり、訴訟事件を担当する機会は稀である。そのため、裁判所という存在に距離を感じている弁理士は決して少なくはないと思われる。

多くの弁理士にとって、判決文でしか、裁判官との接点がなく、知財訴訟に関与する裁判官がどのように、専門裁判所や知財専門部に配属され、どのようにして専門的スキルを身に付けるのか等、知財裁判官の姿はこれまであまり紹介されていなかったように思える。

そこで、本誌1月号では、知財訴訟に関与する裁判官についての素朴な疑問について、知財高裁所長の飯村敏明判事にインタビューを行った。

インタビュー実施日：2012年11月26日

1 知財高裁の判事になるまでのプロセス

(1) 飯村判事が知的財産権事件に携わるようになられた経緯

編集部：最初に、裁判官がどのようなプロセスで知財高裁の判事になるのかについてお聞きしたいと思います。まずは、飯村判事ご自身が、どのような経緯で知的財産権事件に携わるようになられたのかについてお聞かせください。

飯村判事：昭和58年から昭和62年までの4年間を東京地裁知的財産権部の陪席裁判官として、次に、平成10年から平成16年までの6年半を東京地裁知的財産権部の部総括として、平成18年から現在までの約7年間を知財高裁の部総括として、知的財産権事件に関与しました。知財高裁では、平成18年12月に第3部部総括となり、今年3月に知財高裁の所長に就任したことに伴い、第1部の部総括となりました。

(2) 裁判官が知的財産権事件を担当するに至る経緯等

編集部：次に、一般的に、裁判官が知的財産権専門部に配属され、知的財産権事件を担当するに至る経緯等について教えてください。



飯村判事：まず、「知財高裁判事」や「知財裁判官」という特別の裁判官が存在するわけではありません。我が国では、裁判官（判事、判事補）として任命された者は、民事、刑事、家事、少年等の幅広い事件を処理することが期待されております。広い意味でのローテーション人事の中で、知的財産権事件を担当する部署、具体的には、知財高裁、東京地裁や大阪地裁の知財部に配属され、知的財産権事件を担当することになります。専門性が必要な事件には、知財関係事件の他にも、行政事件、労働事件、公害関連事件、租税事件、医療関係事件、建築関係事件、交通事故関係事件、商事関係事件等さまざまなものがありますが、そのような事件を担当する場合と大きな違いがあるわけではありません。

知財裁判官とは、そのような他の専門分野の訴訟を担当する裁判官と同じような人事異動の中で、知財高裁、東京地裁知的財産権部、大阪地裁知的財産権部に配属されたことにより、知的財産権事件を扱う裁判官ということになります。したがって、知的財産権事件を担当する裁判官は、知財専門部の裁判官という意識は持ちますが、知財裁判官という特別の意識を持って、事件を担当するわけではないと思われま

（3） 専門裁判所との関係

編集部：知的財産権事件を専門的に管轄する裁判所として、知財高裁が設置されているわけですが、知財高裁が創設された理由とともに、どのような裁判官が知財高裁に配属されるのかについてお聞かせください。

飯村判事：我が国において、知的財産権事件を専門的（技術系知財訴訟については高裁段階では専属的）に



管轄する裁判所として、知財高裁が設置されました。知財高裁が創設された理由として、次の2点があげられます。

第1点は、知財訴訟の場合、他の専門訴訟と比較して、①専門性・特殊性が著しいこと、②特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、不正競争防止法上の権利、商法上の権利等、扱う領域が極めて広範であること、③国際的な動向、諸外国の事情、特許実務の実状を熟知する必要があるなど、事件を扱うのに必要な基礎的知識が質・量ともに格段に大きい点が理由として挙げられると思います。

第2点は、我が国の政策として、国際競争力の強化を図ることを目指し、そのために、知的財産権の創造、保護及び活用を重視することが必要となり、裁判所における専門的な処理体制の整備を内外に示すことが重要視されたという点を挙げることができます。

ところで、知財高裁に配属されている裁判官であっても、知的財産権事件を長く扱ってきた裁判官だけで構成されているわけではありません。最初にお答えしたとおり、我が国は、裁判官についてキャリアシステムを採用しており、若くして任官した裁判官は、民事事件（通常事件、専門事件を含む。）や、刑事事件、家事事件の各事件を経験することにより、さまざまな事件について、迅速、的確な法律判断能力や紛争解決能力を高めることが資質として求められます。

専門事件の経験を長く積んだ裁判官だけが専門裁判所に配属されて、特定の事件のみを扱うことになりますと、どうしても、裁判官の視野が狭くなり、広い視野でバランスの取れた総合的な判断をする機会が少なくなったり、専門家の間でしか通用しない用語を使ったり、判断手法が定型化してしまうなどのデメリットが生じる可能性があります。このような点を解消するために、知財高裁では、知的財産権事件を長く担当した専門知識の豊富な裁判官ばかりではなく、一般事件を担当した裁判官も含める工夫がされておりまして、裁判官相互が、意思疎通、意見交換、切磋琢磨、問題点の発見、共同研究等を通じまして、相互に刺激を与え、新しい審理方法を試みるように努めております。

このようなこともあり、知財訴訟の判事（地裁の知財専門部の裁判官を含む。）になるための、特殊な任用、育成プログラムは存在しません。知的財産権事件を担当した経験がある裁判官が配属されることがある一方、全く知的財産権事件の経験のない裁判官が配属

されております。

現在、知財高裁には18名の裁判官が在籍しておりますが、地裁や高裁で知的財産権事件を担当した経験がある裁判官と全くそのような経験がない裁判官の割合は、概ね半々であり、また、各部の配属も、知的財産権事件を扱った経験を持った裁判官とそうでない裁判官の両方が配属されております。もっとも、裁判官の割合が半々であるというのは、特に半々になるように配置されているわけではありません。

(4) 一般民事事件の争点との共通性

編集部：専門裁判所といえども、一般民事事件との共通性は多いようですが、一般民事事件との共通性についてお聞かせください。

飯村判事：平成23年の特許法改正の下では、「発明者の認定が争いになる事件」や「特許権の譲受人からライセンスを受けた者と譲渡人との法的関係」など、民事法固有の論点と共通する、複雑かつ困難な事件が多数生じることが予想されます。民事事件の知識・経験の豊かな裁判官が、知財関係事件を担当することは望ましいといえます。また、知的財産権の重要性が認識されてきたこともありまして、知財訴訟に携わること

を希望する裁判官は増加したように感じております。

(5) 資質

編集部：知財の専門裁判所といえども一般民事事件との共通性が多いということですが、知財訴訟の判事に求められる資質にはどのようなものがあるでしょうか。

飯村判事：知的財産権事件でも、一般事件でも、事件処理において裁判官として求められていることは、当事者の主張や提出された証拠を精査、整理し、事実認定をし、法律の解釈・適用を行って、結論を導くことでもあります。裁判官に求められるこのような事実認定能力、判断能力、論理的思考能力等における資質に関しては、知的財産権事件と一般事件との間に違いはないと思われま

す。知的財産権事件の技術的な事項が争点となる事件を担当する場合、審理の過程で、当事者、代理人、裁判所の調査官、専門委員、鑑定人等の技術の専門家が多く関与し、技術の専門家との意思疎通を図ることが不可欠となります。そのような観点から、知的財産権事件を担当する裁判官は、専門家と連携して、その説明を受けながら審理を的確に進める能力、問題点を正確



に見極め、必要な情報か否かを取捨選択する能力が求められると思われます。

(6) 研修等

編集部：知財裁判官になるための研修などは用意されているのでしょうか。

飯村判事：裁判官になってからの研修について、司法研修所が担当いたします。そして、司法研修所において、知的財産に関心のある裁判官向けに、知財訴訟の実務に関する研修が実施されることはあります。しかし、それは必ずしも「知財裁判官」を養成するプログラムではありません。

知的財産権事件を担当する裁判官は、経験、資質において他の裁判官と格別異なるものではなく、また、知的財産権事件の審理、判断に必要な知識は、事件を処理しながら身に付けていくものであって、それぞれが創意工夫をして、新しい審理方式や紛争解決方式を創造することが期待され、要請されております。このようなことを考えますと、「知財裁判官養成プログラム」的なものは、必ずしも必要であるとはいえないように思われます。

2 知財高裁での研修や外部との交流等

(1) 知財高裁での判事になった後の研修・セミナーについて

編集部：知財高裁の判事に配属後に、研修やセミナーを受けることはありますか？

飯村判事：既に申し上げましたとおり、知財高裁判事としての研修については、オリエンテーションはありますけれども、特に研修制度というものがあるわけではありません。担当事件の処理を通じて、実践的な知識、経験を高めるとするのが基本です。

他方、知財高裁では、外部の専門家の講演会、研究会等を頻繁に実施しております。知財高裁で実施する研究会で内外の実務家の方、研究者の方を講師として招いてお話を聴いたり、外部で行われる各種の研究会に積極的に出席しております。そのような機会を通じて、裁判所の紛争解決のあり方が、あるべきビジネス環境や開発の現場と乖離していないかどうか、ユーザーのニーズに応えられているかどうかという点を確認することができると思われます。また、知財高裁、地裁知財部の裁判官は、例えば、米国のニューヨーク州のフォーダム大学、ワシントン州のワシントン大学での

定期的な会合に参加したり、ドイツ・ミュンヘンのマックス・プランク研究所で研究する機会があります。

知財訴訟を担当する裁判官となった後、知財関係の知識を習得するための自己研鑽の機会には、比較的恵まれていると思われます。

(2) 知財高裁での指導担当の有無について

編集部：知財高裁に着任したばかりの判事はどのようにして研鑽を積まれるのでしょうか。例えば、指導担当が付くといったようなことはあるのでしょうか？

飯村判事：東京地裁や大阪地裁の知財部においても同様ですけれども、知財高裁では、新しく知財高裁に着任した裁判官のために、オリエンテーションを実施しております。しかし、裁判官は独立しており、指導担当が付くということはありません。

一般論ですが、裁判官が、事件処理について理解を深めるには、自らの判断で、記録を丹念に読み、法律や裁判例について調査して、事件を検討し、判決を書いたり、場合によっては和解を勧めたりして、スキルを高めることが最善の方法といえます。知的財産権事件についても同様であって、知財高裁判事は、自ら事件を処理しながら必要な知識を身に付けるのであって、指導担当というような手法は行われておりません。もっとも、既に申し上げましたように、知的財産権事件を担当した経験のある裁判官も各部に配置されており、知財高裁に着任した裁判官が、経験の豊富な裁判官に、知識、経験や参考意見を聴いたりすることは、頻繁に行われております。そして、そのようなディスカッションが、新たに着任した裁判官のスキル・アップにつながったり、相互刺激になっているといえると思われます。しかし、知財高裁に着任した裁判官が、同僚の裁判官に参考意見や経験等を聴くのは、自らの意思と責任において行うのであって、他の裁判官からの指導を受けることとは性格が異なると思われれます。

(3) 企業への出向や海外留学について

編集部：企業への出向や海外留学などの制度があれば教えて頂きたいのですが。

飯村判事：一般の裁判官の研修プログラムとして、企業への派遣による研修や長期・短期の在外研究は行われております。しかし、それらの研修プログラムは裁

判官一般を対象としたものであり、特に知財訴訟を担当する裁判官向けというものではありません。

(4) 特許庁、企業等との意見交換について

編集部：特許庁や企業等との間で意見交換をする機会がありますか？具体的な例があればそれをご紹介頂きたいと思います。

飯村判事：既にお答えしたものと重ならない範囲で申し上げたいと思いますが、裁判所調査官は特許庁審査官や弁理士の経験者であります。これらの方々と、事件を担当する過程で、意見交換をする機会があります。また、知財高裁で実施する研究会に、企業、実務家、学者、研究者などの講師を招いてお話を聴いたり、意見交換会を開催したり、裁判官が、特許庁や弁理士会の研修プログラムで講師としてお話をすることがあります。さらに、外国の裁判官、知財実務家、研究者等との意見交換会も、頻繁に開催しております。そのような意味で、意思疎通はかなり活発に行われていると思います。

また、外国の実務家が来庁されて意見交換をする機会も多くあります。最近でも、CAFC、ドイツ連邦共和国連邦通常裁判所、同特許裁判所、ベトナム社会主義人民共和国最高人民裁判所、インドネシア共和国最高裁判所、オーストラリア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高仲裁裁判所、ミュンヘン地方裁判所、大韓民国大法院、中国最高人民法院の各裁判官、ドイツ弁理士

会代表団、日独法律家協会のメンバー、ヨーロッパ特許庁の審査官等の方々が知財高裁に来庁されて、意見交換をしました。これらの訪問者との懇談の際には、日本の知財高裁の制度や実務運用や判例の傾向等の紹介をするとともに、各国の知的財産制度、一般の訴訟制度等についての説明を受けております。これらの国際的な交流活動は、相互理解を深める良い機会となっており、これによって制度や運用への理解が深まり、良好な成果を上げていると思っております。

また、知財高裁では、アメリカ知的財産法協会(AIPLA)や、その他の海外の団体との間で、日本と各国の知財訴訟に関して意見交換を、継続的に行っております。近時トピックとなっている各国の裁判例、特に、特許適格性であるとか、共同侵害であるとか、均等論であるとか、パブリシティ権等について、熱心な意見交換が行われております。

(5) 判事同士での情報交換や知識の共有について

編集部：知財高裁内外での講演会や研究会を開催されているとのことですが、裁判所内部で判事同士で直接、情報交換や知識の共有を図られることはありますか？

飯村判事：今まで申し上げたとおりでございます。裁判所の中でも裁判所の外でも、裁判所の外は外国の実務家が含まれますが、講演会、研究会及び意見交換会を開催しております。そのような意味で、裁判官同



士で議論する機会はかなり多くあります。既に申し上げたことと重なりますが、裁判官は、独立して職務を行いますので、意見や情報の交換と申し上げても、個別事件の解決については、それぞれの裁判官が自らの責任の下に、独立して、当該事案に最も相応しい判断をすることを前提としておりますし、また、相手方もそれを前提としております。具体的な事件についても参考意見を聴いたりすることもありますけれども、このような前提の上での、意見交換です。

参考としてご紹介したい記事があります。滝澤孝臣元判事は、「審決取消訴訟－その基本を考える」判例時報2138号3頁以下で、「裁判官は、事案に応じて、法律と良心に従って裁判をしなければならないのであり、一定の方向性なり価値観なりを持って裁判をするようなことはない。判決の結論は、当事者の主張、証拠から合理的に導かなければならないから、ある一定の立場に沿う判決を意図的に出すことは不可能であり、特許を守るべきか、守らざるべきかという一般的な方向付けをすることは、裁判所にはできないことである。」というような趣旨を述べておられますが、裁判は、裁判官が、法廷における当事者の主張、立証を的確に評価して、結論を導くものであって、他の裁判官に参考となる意見を聴いたからといって、それに影響されるような性質のものではない、ということがいえると思います。

もっとも、知財高裁は、多数の知的財産権事件を専門的に処理しており、それらの判断の集積によって、実務及び実務家にとって予測可能性や法的安定性もたらされることが期待されております。個々の事件は、独立した裁判体によって事案ごとに個別に処理されておりますけれども、それらに一定の共通性が見出されるようになれば、当事者にとっても、予測可能性、法的安定性の観点から望ましいということがいえますので、問題点を共有化することもまた、有益で貴重であると思います。

(6) 裁判所内の人事評価について

編集部：研修・交流というテーマからは外れますが、裁判所内の人事評価はどのように行われるのでしょうか？

飯村判事：裁判官の人事評価については、関心のある事項だと思われま。この点については、最高裁判所のHPに資料が詳しく掲載されております。その評価

項目の中には、「幅広い教養に支えられた視野の広さ」、「人間性に対する洞察力」、「社会事象に対する理解力」等が挙げられています。私個人の意見ですが、知的財産権事件を担当する裁判官においても、一般事件を担当する裁判官と同様に、今申し上げた事項が特に重要であると思っております。

3 その他

(1) 知的財産権事件の代理人（弁理士）の訴訟上のスキルについて

編集部：最後に、飯村判事から見た最近の知財訴訟の様子をお聞きしたいと思います。判事からみて、知的財産権事件の代理人である弁理士の訴訟上のスキルは、向上したと感じられますでしょうか？

飯村判事：優秀な弁理士の代理人に接することが多いと感じております。技術的事項に関する説明につきまは、一般的な理論（総論）と個別的具体的な状況（各論）を正確に区別して説明されているというような事例や簡易で明瞭に説明されたりする事例に接することが多く、また、説明の仕方もさまざまな工夫をされている事例に接することも多いと感じます。また、法的な論点の指摘につきましても、的確にされている例も増えております。訴訟代理人のスキルは向上していると実感しております。

(2) 訴訟進行上、代理人（弁理士）に期待する点について

編集部：せっかくの機会ですので、訴訟進行上、代理人たる我々弁理士に期待する点があればお話を聞きたいと思っております。

飯村判事：裁判所のHPで、どのような書面や証拠を提出するべきであるかについて掲載しております。訴訟代理人の多くの方は、その掲載の趣旨を的確に理解して、協力して頂いております。また、書面の提出期限等についても極めて厳格に遵守していただいております。ご協力に感謝しております。

訴訟において、弁理士をはじめとする代理人に求められることは、準備書面等で、主張をわかりやすく裁判所に説明することだと思っております。この点で、簡潔で、要点を絞った主張及びそれを裏付ける証拠の提出が常に期待されております。また、技術説明会を開く機会もありますけれども、そのような機会にも、効果的に説明していただくということも、裁判官が、



当事者側の主張内容を理解するに当たって、大変重要であると思っておりますので、当事者の代理人として、そのような点についてのご配慮もお願いしたいと思います。

編集部：数々の質問に丁寧にお答え頂きまして、誠に

ありがとうございます。インタビューは以上をもって終了させていただきます。ありがとうございました。

— 了 —

(原稿受領 2012. 12. 3)

